

令和4年4月14日（木）

照会先

労働基準局安全衛生部安全課

課長 釜石 英雄

課長補佐 船井 雄一郎

(代表電話)03(5253)1111(内線5482)

(直通電話)03(3595)3225

報道関係者各位

令和4年度「全国安全週間」を7月に実施

～令和4年度のスローガンを決定。

すべての働く方が安全に働くことのできる職場の実現などを呼びかけ～

厚生労働省は、7月1日（金）から7日（木）までを令和4年度「全国安全週間」とし、各職場での巡視やスローガンの掲示など、労働災害防止に関する取組を実施します。その一環として、毎年スローガンを募集しており、今年度は858作品の応募の中から、伊瀬知太三さん（広島県）の作品に決定しました。

〈令和4年度の「全国安全週間」スローガン〉

安全は 急がず焦らず怠らず

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は 急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日（水）から30日（木）までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

[（別添資料）令和4年度全国安全週間実施要綱〔PDF：302KB〕](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。